

情報紙『柏市消費生活センターつうしん』一覧（令和 2 年度版）

発行年月	号	タイトル	頁
令和 2 年 6 月	3 8	インターネット通販 ここに注意	46
令和 2 年 9 月	3 9	クレジットカード 使った覚えのない 請求が	47
令和 2 年 1 2 月	4 0	水が出ない！止まらない！流れない！ 緊急工事のトラブル	48
令和 3 年 3 月	4 1	注文した覚えのない荷物が届いた	49
令和 3 年 3 月	—	柏市消費生活センターHP等のご案内	50

インターネット通販ここに注意

<こんな相談が増えています！>



お金を払ったのに届かない！



定期購入とは知らなかった！



キャンセルができない！

■ こんなサイトは詐欺サイトの可能性があります

- (1) 支払方法が「前払い」だけ
- (2) 銀行振込先が、法人ではなく「個人名義」
- (3) 極端な値引き・あまりに安い。
- (4) 電話番号，住所を確認したらデタラメ



問題発生後，業者と連絡が取れなくなればお金を取り戻すことは困難です。
この場合は，すぐに振込先金融機関と警察に連絡してください。

■ 販売条件をしっかりと確認しましょう！

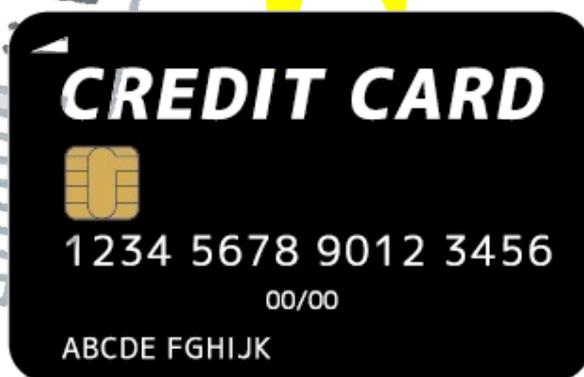
- (1) お得なのは「定期購入が条件」ではないか
- (2) 支払総額，支払期間，配送方法・配送期間
- (3) キャンセル・返品・交換の可否，その条件



「申し込み」は，業者の示す「販売条件に合意する」という意味になります。
後から「読んでいない」と言っても，取り返しがつかない場合があります。

柏市消費生活センター：04-7164-4100

クレジットカード 使った覚えのない請求が



こんな相談がありました！

★預金通帳を見たら、カード会社からの引き落としが非常に高額で驚いた。

焦ってカード会社の利用明細を確認すると、普段は2千円前後だったスマートフォンの利用料が、3か月前から8,000円、11万円、8万円になっていたことに気付いた。

カード会社からの利用明細は、ウェブ明細*を利用しているが、確認を怠っていた。

(※ 利用明細をインターネットで確認するサービス。主流になりつつありますが、郵送の申し入れが可能な場合もあります。)

皆様へのアドバイス

★左の事例のように、「クレジットカードを使っているが、普段は自分の利用明細を確認する習慣がない」という方からの相談が少なくありません。

身に覚えのない請求や普段と違う高額な引き落としに気付くためにも、カードの利用明細は必ず確認しましょう！

★明細に不明な点がある時は、すぐにカード会社に問い合わせましょう。



水が出ない！止まらない！流れない！ 緊急工事のトラブル

慌てて修理を頼んだことからのトラブルが増えています



【相談事例1】

水洗トイレが詰まった。慌ててインターネット検索し「7,000円～」と書いてあった業者に来てもらったところ、修理が終わると8万円請求された。

必要な工事が状況によって違うことはわかるが、高額で納得できない。

【相談事例2】

台所の蛇口が水漏れし、マグネット広告の業者に修理依頼した。来てくれた業者が「蛇口交換が必要だ」と言うので交換してもらったら、蛇口代金と交換費用で10万円請求された。高すぎないか。

■ 広告に「修理代金〇〇円から」とあっても、実際にその料金で修理できると

は限りません。必ず、**修理費用の見積り**を**書面**で出してもらいましょう。

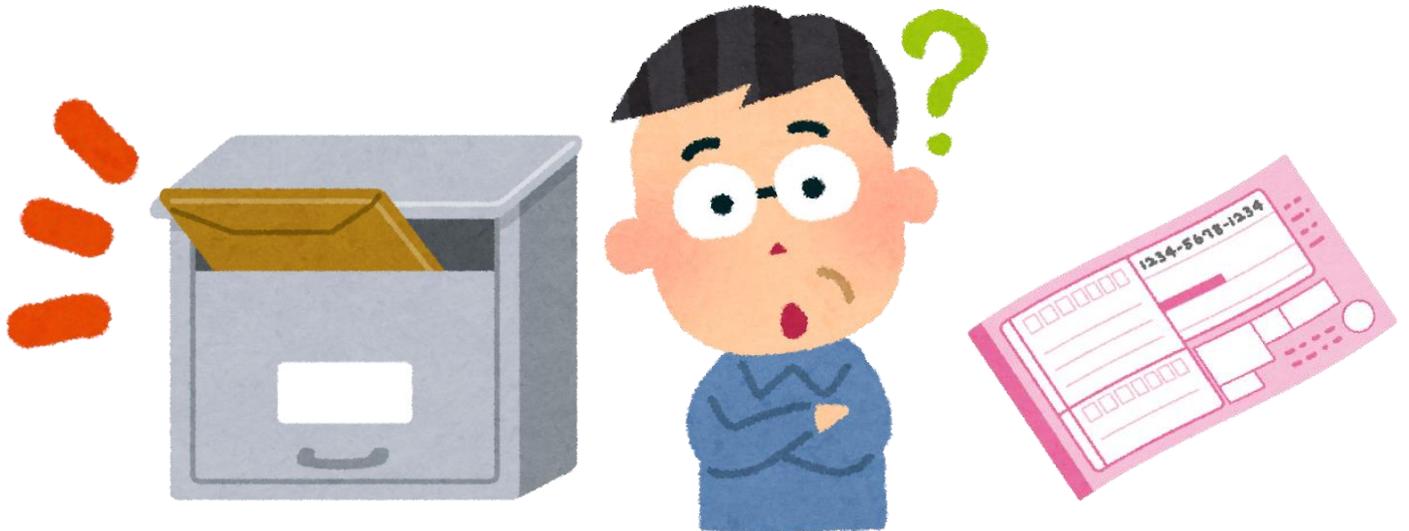
■ 水漏れは、**止水栓**を閉めれば一旦止まります。慌てずに済むよう、普段から位置と閉め方を確認しておきましょう。

■ **安心して依頼できる事業者の情報**を集めておきましょう。

賃貸物件の場合、管理している不動産業者や大家に対応してもらえるのか確認しておきましょう。

柏市消費生活センター：04-7164-4100

注文した覚えのない荷物が届いた



【相談事例1】

帰宅したら郵便受けに荷物が入っていた。海外から届いたようだ。注文した覚えもないし、誰かが送ってくれたという心当たりもない。

【相談事例2】

外出中、ネット通販会社から届いた荷物を家族が受け取っていた。自分宛だが、注文した覚えのないサングラスが入っていた。

対処法

1 受取り前

宅配業者に「受取保留」を依頼し、「宅配伝票を撮影」させてもらう。それを基に、家族や知人に注文した人やプレゼントした人がいないか確認し、誰も心当たりがなければ宅配業者に「受取拒否」を申し出る。

2 受取ったが未開封

宅配業者が分かれば「受取拒否」できるか聞いてみる。

3 未開封だが受取拒否できなかった・受取って開封してしまった

請求書有・・・受け取り後 14 日間を経過すると、販売業者は返還請求できなくなるという法律があるので、その後は処分できる。[特定商取引法 59 条 / ネガティブ・オプション(送り付け商法)の対処法]

請求書無・・・契約は成立していないが、相手の目的が不明なため、念のためしばらくは保管しておく。

柏市消費生活センターHP等のご案内

令和3年2月26日（金），柏市公式ウェブサイトが全面リニューアルされました。

この機会に，消費生活センターのホームページ等，消費生活に役立つサイトをご案内します！

1 消費生活センターのホームページ



柏市消費生活センターの業務内容がわかります。消費者被害に遭ったときのアドバイスも掲載しています。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shohiseikatsuc/shiseijoho/shisei/soshiki/shohiseikatsuc.html>



2 消費生活センターのツイッター



柏市内で発生した消費者トラブルの注意喚起を行っています。国からの情報も随時リツイートしています。

https://twitter.com/kashiwa_shohi



3 国民生活センターのホームページ



全国各地の消費生活センターから情報を集めています。わたしたちが安全・安心な消費生活を送れるように，様々な情報を発信しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>



4 消費者庁リコール情報サイト



関係行政機関が公表しているリコール情報や，事業者からのリコール情報を集めて公表しています。

<https://www.recall.caa.go.jp/>

